公

告

道路の区域の変更.....

右

同.....

生活保護法による介護機関の指定.

告

示

目

第二千三百八十七号

次

示

肥料登録の有効期間の更新.....

土地区画整理組合の定款変更の認可.....

同法第十条第二項の規定による公告..... 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....

青森県告示第六百号

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成十六年十月四日

平成十六年十月四日 (都市計画課) (食の安全・) (の安全・) (道 政県 政健 策生 同策福 路 課 : 課活 課祉 ... : : : : =껃 四三 三. \equiv

泉療法人仁	和 会 が福 る 三法	"	誠奈 会 法 人 聖	活森 協保 組全 合生	有限会社お	とまり 株式会社こ	倫 有 限 会 社 明	和人社 会が福 る三法	愛療 会 法 人 弘	ずらん 社す	名称	居宅介
町字直田八一 八戸市大字尻内	字上恋塚一九	"	弘前市大字新町	三 字 郷野四 三四の の の	八 字奥野三五七の まれて の で の で の の の の の の の の の の の の の の の	ー○ 字鮫貝一一○の のの	丁目一八の一二八戸市小中野六	字上恋塚一九	三丁目一の四	二階五号 ロッカー ビル スポーカー ビル アライ	所の所在地 主たる事務	護事業者
"	"	"	"	通所介護	訪問看護	"	"	"	"	訪問 介護	類	事居 関宅 アカ 重護
ラにスデ ザこセンサー エンター プ	城西 スセンター ビ	セサー ブデ	土 手 町 カ ー ビ	ス 中 部 ビ	のデー お き き き き き き き き き き き き き き き き き き	介護事業所 と はまり い き う う う う う き う う う う う う う う う う う う	明テー 〜 ルパー ン コス	ョプステー	い業訪 温所門 泉ふ介護 あ事	ずらん 援事業所す す	名称	居宅介
八〇 川原町西 裏五の 東五の字	二丁目一の一八 公前市大字茜町	一六五の二	町二一一の五	青森市中央三丁	八 字奥野三五七の 三五七のの 三五七の	ー○ 字鮫貝ー 一○の の	日一〇の九 丁	二丁目一の一八 二丁目一の一八	丘二丁目六の四	二階五号 四丁目一三の八 四丁の八 四丁目一三の八 ル	所 在 地	護事業所
 	"	"	一 - 六 - 九 - 一	デ・・	一 - 六 - 六	一 六 六 六	"	"	一 - 六 - 九 - 一	宗 平 八 云	年月日	指定

青森県知事 Ξ 村 申 吾

番図 号面

種道路

類の

路

線

名

变

更

0

X

1

玉

道

八〇号

東津軽郡平舘村大字平舘字太郎右工門沢三五

かねの高いである。	人奥 入瀬 会 祖 法	友株 会 社幸	会人社 十名会 和祖祖 湖法	厚人社 生毒森祖 興民友法	和 会 が る 三 法	人奥 入瀬 会 祖 法	会人社 十名 和田祉 湖法
二の一〇四 字福田字あかね であれれ大	後田二三の三上北郡百石町字	三ツ沢五〇の六 町大字舞戸町字 の六	川目二の九 下 大字奥瀬字下 大郡十和田湖	の八 金山字盛山四二 三 二	字上恋塚一九	後田二三の三上北郡百石町字	川目二の九 町大字奥瀬字下 九 田田湖
"	"	"	"	"	活型痴 介共呆 護同対 生応	"	"
ーム愛泉会	ローグルー タルー カー カホ	せーグ ーグルー しあっ われ	ぱ ー グ す ム き や よ ん ホ	ー プロ ホー ムル	ー ム城西 ポープホ	あゆみの里 デイサービ	きゃんぱす デイサービ
の一 字福田字町頭八 三戸郡福地村大	下谷地六一八	五五五の九 町大字南部 町大字南部 町大学南部 町町 下町 下町 下町 下町 下町 下町 下町 下町 下町 下町 下町 下町	五 坂字小林七六の 村和田市大字相	の八 金山字盛山四二 二 二	二丁目一の一八弘前市大字茜町	下谷地六一八	五 坂字小林七六の 水大字相
示	茶	示	云	云	茶	茶	"
÷	八	九	△	小	た	八	
		九	10	三			

青森県告示第六百一号

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十六年十月四日

青絑県告示第六百
号号

ジナポートロー トロー

三番町二九の三

| | 業所ケアサポー | 居宅介護支援事

二番町二九の三

忈

た

らん 社すず

二階 五号 ロリー 四弘前市大学 ロップ リー ビルハ

業所すずらん居宅介護支援事

示

小

五.

協同組合 青森保健生活

三 字 奥野四 三四の 三四の

中部 ケアネッ-

目一〇の二

"

ぞら 社おお

| | 字奥野三五七の | 古本市大字浦町

業所だいち居宅介護支援事

大 字奥野三五七の 子典野三五七の

> 宗平 ・成 む

名

称

所 在 地

名

称

所

在

地

年指

日定

月

居

宅

介

護

支

援事業

者

居

宅

介

護支

援

事

業

所

ま株式会社1

こど

事業所 り居宅介護支援 株式会社こどま

一字北 〇鮫津 貝軽

一一〇年

の村

忈

÷

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。(なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十一月三日まで青森県県土整備部)

平成十六年十月四日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

三から	間
前	前変 後更 別の
二八・二〇メートルまで	敷地の幅員
五〇・〇〇メートル	敷地の延長
	備考

青森県知事 三 村 申 吾

(

県民の健康増進を図ることによって社会全体の利益の増進に寄与することを目的と 肉トレーニングによる介護予防及びパワーリハビリテーションに関する事業を行い、

この法人は、高齢者、障害者等の要介護者を中心とした全ての県民に対して、筋

兀

主たる事務所の所在地

(戸市柏崎一丁目一一の一八

代表者の氏名

忠男

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フォルツァ

申請のあった年月日

平成十六年九月十六日

五

定款に記載された目的

			東津軽郡平舘村大字平舘字太郎右エ門沢三五三まで	後	一一三・五○メートルまで	五〇・〇〇メートル
				前	一四・六〇メートルまで七・五〇メートルから	五四〇・〇〇メー トル
2 県	道	所線 地六ケ	上北郡野辺地町字有戸鳥井平三二〇まで上北郡野辺地町字有戸鳥井平一八二の二から	後	一四・六〇メートルまで七・五〇メートルから	五四〇・〇〇メー トル
				後	四二・五〇メートルまで七・五〇メートルから	六七二・〇〇メートル

公

する。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十六年十月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

平成十六年九月十七日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハート&ハート

Ξ

代表者の氏名

昌彦

兀 主たる事務所の所在地

弘前市大字城東中央三丁目四の一二 スカイタウン弘前九〇四

五 定款に記載された目的

向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。 によって、心と心の結びつきによるコミュニケーション社会を構築し、地域福祉の 老所運営や、駐車違反取り締まり業務の民間委託活用等による就労支援を行うこと この法人は、介護保険法に基づく在宅介護及び介護保険制度適用外の高齢者の宅

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

平成十六年十月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

肥料登録の有効期間の更新

の規定により公告する。 十六年九月二十四日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十二条第二項の規定により、 平 成

平成十六年十月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

二青 八森 八県 号第 登録番号 肥料 有機質 肥料の種類 特三ペース サペンイ サッシャン トシャシ北 肥料の名称 りん酸全量 (パーセント)保証成分量 室素全量・〇 規その他の のとおり 格の の字町東株 一滝字東式 三ノ字軽会 沢外郡社 一童子内光

土地区画整理組合の定款変更の認可

弘前市城東第五土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定に より次のとおり公告する。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定により、

平成十六年十月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

組合の名称

弘前市城東第五土地区画整理組合

事業施行期間

平成九年十一月十四日から平成十八年三月三十一日まで

施行地区

字字早稲田、大字高田四丁目、大字田園三丁目及び大字田園四丁目の各一部 田字巻屋、同大字字村元、大字福村字新舘添、同大字字林元、同大字字福富、 弘前市大字福田字種元の全部並びに大字新里字中平岡、同大字字西平岡、 大字福 同大

> 兀 事務所の所在地

六 変更認可の年月日 平成九年十一月四日

平成十六年九月二十七日

五 設立認可の年月日 弘前市大字高田一丁目七

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)

定価小口一枚二付十五円一 毎週月・水・金曜日発行

銭

青森市長島一丁目一番 (発行所・発行人) 県号